

《退職所得に係る個人住民税（特別区民税・都民税の算出）》

（平成25年1月1日以降適用）

1 退職所得控除額

イ 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

ロ 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×（勤続年数-20年）

2 退職所得の金額の計算

（支払金額 - 退職所得控除額）× 1/2 ※1,000円未満端数切捨

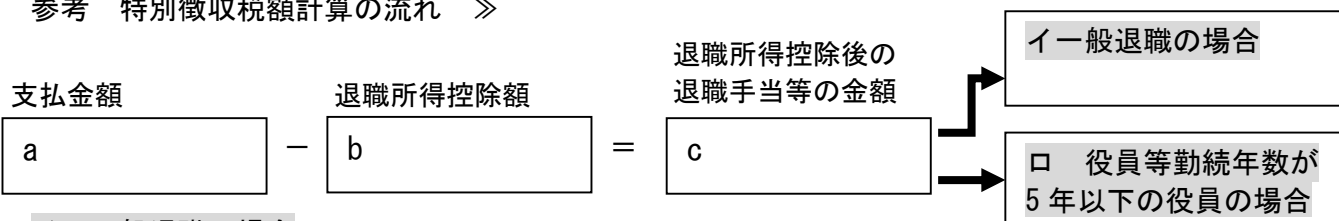
ただし、役員等勤続年数が5年以下の法人役員等の場合は、上記1/2の適用はなし

3 退職所得に係る住民税

特別区民税 税率 6%（税率を乗じた後、100円未満切捨）

都民税 税率 4%（税率を乗じた後、100円未満切捨）

《 参考 特別徴収税額計算の流れ 》



< イ 一般退職の場合 >

退職所得控除後の  
退職手当等の金額

c

× 1/2 =

退職所得の金額

1,000円未満端数は切捨

d

※cの値を1/2をした後  
1,000円未満端数切捨

< ロ 役員等勤続年数が5年以下の役員の場合 >

退職所得控除後の  
退職手当等の金額

c

=

退職所得の金額

1,000円未満端数は切捨

c'

※cの値の1,000円未満端数切捨  
1/2の適用はありません。

(1) 特別区民税

課税退職所得金額（退職所得の金額の千円未満切捨後）

d ※役員等勤続年数が5年以下の法人役員の場合は c'

× 6% =

特別区民税

100円未満端数は切捨

e

(2) 都民税

課税退職所得金額（退職所得の金額の千円未満切捨後）

d ※役員等勤続年数が5年以下の法人役員の場合は c'

× 4% =

都民税

100円未満端数は切捨

f

《問い合わせ》

文京区 総務部 税務課 収納管理係

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話03-3812-7111（代表） 内線2273、2274、2286、2287